

原油価格高騰に伴う会員事業者の信用保証料助成金交付要綱

社団法人 山口県トラック協会

平成20年1月31日制定

平成20年5月14日改定

平成21年3月24日改定

平成22年3月24日改定

平成23年3月24日改定

(目 的)

第1条 この要綱は、社団法人山口県トラック協会（以下「本会」という。）の会員事業者が、山口県の「原油価格高騰対策経営支援特別資金融資」にかかる保証および国が定めるセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定業種指定分）を得る場合、信用保証協会に支払う保証料の一部を協会から助成することとし、もって現下の原油価格高騰対策の一環として、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定 義)

第2条 本要綱において、次に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「金融機関」とは、山口県の「原油価格高騰対策経営支援特別資金融資」を取り扱う金融機関及び信用保証協会がセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定業種指定分）を行う対象とされている全ての金融機関をいう。
- (2) 「融資」とは会員事業者が前項で定める金融機関から受ける「原油価格高騰対策経営支援特別資金融資」およびセーフティーネット保証（中小企業信用保険法第2条第4項第5号に基づく特定業種指定分）融資をいう。
- (3) 「保証料」とは、信用保証協会の定めるところにより算定され、会員事業者から信用保証協会に支払われた信用保証料をいう。

(事業期間)

第3条 本要綱に定める助成事業は、原油価格高騰対策として実施するものであり、平成24年2月末日までの保証料の支払に対する事業とする。

(助成金の金額)

第4条 助成金額は、会員事業者が金融機関から融資を受けるために信用保証協会の信用保証を得るために支払われた保証料の2分の1の額とする。ただし、その額が20万円を超えるときは20万円を限度とし、平成24年2月末日まで20万円に達するまで再助成することができる。

(助成金の交付申請)

第5条

- (1) 会員事業者は信用保証協会に保証料の支払を行った場合には、当該保証料の2分の1（その額が20万円を超えるときは20万円）を本会に申請することができる。
- (2) 前項の申請は別紙様式の「信用保証協会保証料助成申請書」により行うものとする。その際「信用保証書」の写しを添付しなければならない。
- (3) 助成金の申請は随時行うことができる。ただし、最終申請期限は平成24年2月末日とする。

(助成金の交付)

第6条 本会は前条による助成金の申請があった場合には、その内容を精査し、予算の範囲内で当該助成金額を確定して会員事業者に交付するものとする。

(助成金の返納)

第7条

- (1) 当該助成金の交付を受けた会員事業者は、融資の繰上償還を行った場合等で保証料の返還を受けた場合には、その日から14日以内に本会にその旨を申告し、返還額に相当する助成金の返納を行わなければならない。
- (2) 本会は会員事業者の交付申請が正常なものでないことが判明した場合は、助成金の返納を求めるものとする。

(報告の義務)

第8条 助成金の交付を受ける会員事業者は、本会が必要認める場合には、所定の報告を行わなければならない。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、その運用に関し必要がある場合には、別に定めるところによる。

(附 則)

- 第1条 この要綱は平成19年12月18日に遡及し施行する。
- 第2条 この要綱は平成20年5月14日より適用する。
- 第3条 この要綱は平成21年4月1日より適用する。
- 第4条 この要綱は平成22年4月1日より適用する。
- 第5条 この要綱は平成23年4月1日より適用する。